

高額介護サービス費の支給誤りについて

介護保険サービスの利用者負担額が一定の上限を超えたときに被保険者に対して支給する高額介護サービス費について、老人福祉法に基づく措置を行い介護保険サービスの提供を受けている方のうち、介護保険サービス利用料（以下「利用料」といいます。）を免除した2名に対して、所属内での情報共有不足により、本来支給対象外である高額介護サービス費437,867円を誤って支給していたことが判明しましたので、御報告いたします。

今後につきましては、現時点で時効にかかる約15万5千円、既に返還をいただいている145,285円を除く、137,963円について、対象者の方から返還していただくよう手続きを進めていくとともに、再発防止に努めてまいります。

1 制度概要

「高額介護サービス費」は、介護保険法等の規定により、介護保険サービスの利用者負担額が、所得区分に応じて設定する基準額より高額となる場合、超過した額を償還払い（払い戻し）する制度です。

「老人福祉法に基づく措置」とは、老人福祉法に基づく措置に係る要綱（以下「要綱」という。）において「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができる措置のことです。なお、本市では当該措置を行い、介護保険サービスの提供を行う場合において、福祉事務所長が利用料の徴収が困難であると認めた者に対して、利用料を免除することができます。

2 経過等

令和7年5月19日（月） 高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課から健康福祉局長寿社会部介護保険課（以下「介護保険課」という。）に対して、利用料を免除した対象者1名について、高額介護サービス費の支給事務の手続きの中で、不支給とすべきところを誤って高額介護サービス費を支給した旨の報告があった。システム処理後に他の職員が利用料を免除すべき対象者の一覧と照合したところ、当該事実が判明した。

令和7年5月21日（水） 高額介護サービス費の支給事務を行う各区役所の高齢・障害課（以下「区高齢・障害課」という。）介護認定給付係に対し、「老人福祉法に基づく措置」の対象者のうち利用料を免除した者について、高額介護サービス費を不支給とする必要があることについて認識しているか確認を行い、高津区・宮前区を除く5区においては、その必要性について認識していないことを確認した。

令和7年6月25日（水） 「老人福祉法に基づく措置」の対象者のうち利用料を免除した者について、高額介護サービス費が誤って支給されていないか5月21日以降に、出納関係書類の文書保存期間となる過去10年分について確認を行った結果、高津区の対象者の他に、川崎区においても、1名に対して高額介護サービス費を誤って支給していることが判明した。

3 原因

高額介護サービス費の支給は、介護サービス事業所に対する介護報酬の支払いの状況を踏まえ、介護保険システムにおいて自動で算定を行い、区高齢・障害課が支給決定を行っていますが、要綱の定めにより

利用料を免除した情報については、本システムに連携される仕様とはなっておりません。

そのため、本来であれば、措置事務を行う区高齢・障害課高齢者支援係と高額介護サービス費の支給事務を行う同課介護認定給付係との間で、利用料を免除した対象者について情報共有を行い、高額介護サービス費をシステム上で不支給とすべきであり、当該事務手順については共通の事務マニュアルを作成していましたが、当該マニュアルの周知徹底がなされていなかったため、今回の事案が発生したものです。

4 影響

(1) 対象者：2名

(2) 過支給額：437,867円

管区	川崎区	高津区
対象者数	1名	1名
過支給額	292,582円	145,285円
提供月	令和元年5月から令和3年6月	令和6年4月から令和7年1月

5 今後の対応

対象者に謝罪するとともに、地方自治法第236条第1項の規定により不当利得の返還請求権の消滅時効となる5年の範囲内で、返還を依頼いたします（高津区の対象者に対しては既に謝罪し、誤って支給したものについては返還をいただいております。）。なお、時効により、返還依頼を行うことができない金額は、川崎区の対象者への過支給額のうち、現時点では約15万5千円（154,619円）の見込みです。

また、本件以外の介護給付事務についても、マニュアル等に則って適正に実施されているか、直ちに、事務の実施状況を確認いたします。

6 再発防止

- ・事務マニュアルにおいて、区高齢・障害課が介護保険システムを通じて高額介護サービス費を不支給とする事務手順としているため、利用料を免除した対象者の情報について、区高齢・障害課の担当者間において、事務手順の徹底が図られるよう、改めて事務マニュアルについて周知を行うとともに、介護保険制度を所管する介護保険課及び老人福祉法に基づく措置制度を所管する健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課の間で情報共有を行い、利用料を免除した対象者の情報について、適正に管理を行ってまいります。
- ・また、区高齢・障害課が高額介護サービス費の支給決定を行う前に、介護保険課においても、利用料を免除した対象者と高額介護サービス費が支給される可能性がある対象者のリストとの突合を行い、対象となる管区に対して高額介護サービス費の支給決定を行わないよう注意喚起を行ってまいります。
- ・「地方公共団体情報システムの標準化」において、介護保険業務が対象業務となっているため、本システムへの移行時において、システム上でチェック（利用料の免除を行っている被保険者の確認）ができる仕組みとなるよう調整を進めます。

（問合せ先）

高額介護サービス費に関すること

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 平野

電話番号 044-200-2641

老人福祉法に基づく措置に関すること

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 菊川

電話番号 044-200-2647